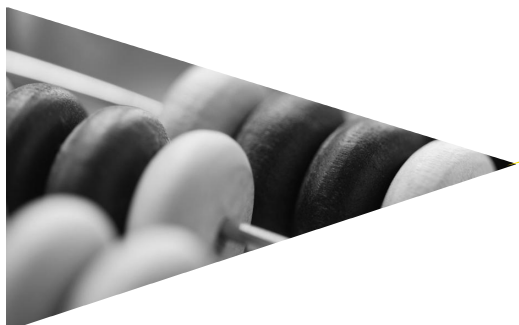


2011年8月17日

## JBS Newsletter



# 中国税務及び投資速報(抄訳) 2011年7月

### Contents

#### 税務法規

1. 企業所得税の若干の問題に関する公告
2. 国外からの設備リースに係る営業税の経過的免除措置の継続に関する通達
3. 企業の販売促進のための贈呈品に係る個人所得税に関する通達
4. 山東省国家税務局による国際運輸に対する租税条約の適用に関する通達
5. その他の通達

#### 商務法規

1. 『社会保険法』の実施に係る若干の規定
2. その他の通達

#### 税関法規

1. 税関による『産業構造調整指導目録(2011年版)』の執行に関する通達
2. 一部の商品の輸入関税の調整に関する通達

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2011年7月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2011年7月 4日 第2011017号
- ▶ 2011年7月 15日 第2011018号
- ▶ 2011年7月 22日 第2011019号

Japan Business Servicesグループで、2011年7月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税務及投資法規速递」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

### 1. 企業所得税の若干の問題に関する公告(国家税務総局公告[2011]34号)

#### 概要

- ▶ 金融機関の「第三者適用利率」による借入利率などの妥当性の立証

企業所得税法及び同实施条例は、支払利息のうち、金融機関が同じような条件(貸付の種類や期間が同様)で貸し付けた貸付金の利率(以下「第三者適用利率」)によって計算された利息の金額までは損金算入を認め、超過額については損金不算入としている。各借入契約の最初に支払う利息を損金算入する際には、金融機関の「第三者適用利率」にかかる説明文書の提出を義務付ける。当該文書には、借入を行う企業が所在する省内にある金融機関(銀行、ファイナンス会社、信託会社等の貸付業務が認められている企業)の「第三者適用利率」についての説明を含む必要がある。

金融機関の「第三者適用利率」は、「貸付期間、金額、担保、信用力等の条件が同等である金融機関の貸付金の利率」と定義されている。金融機関が公表する平均貸付利率と特定の企業に対する実際の貸付金利率のいずれかを用いることも可能である。

- ▶ 従業員の服飾費用の損金算入

従業員のユニフォームにかかるコストは損金算入することができる。

- ▶ 航空会社における訓練費の損金算入

航空会社は、実際に発生した操縦士、乗務員、保安員等の訓練費用を損金に算入することができる。

- ▶ 建築物の建替・増改築の税務処理

#### 建替え

償却中の建築物を建て替えた場合、旧建築物の取得原価から減価償却累計額を控除した後の簿価を、新建築物の税務上の簿価に算入し、使用開始の翌月から減価償却を開始する。新建築物の償却期間は税法規定に基づいて決定する。

#### 増改築

建築物の機能の向上、面積の拡張のための増改築支出は、当該建築物の税務上の簿価に算入する。減価償却は税法が規定する耐用年数によって行うが、増改築後の建築物の使用可能期間が税法規定の耐用年数を下回る場合は、当該使用可能期間を用いることができる。

▶ 出資資本の払い戻しにかかる税務処理

投資先から出資の一部、もしくは全ての払い戻しを受ける場合、払戻額から出資額を控除した後の金額のうち、投資先企業の未処分利益と利益剰余金の合計に持分比率を乗じて計算した金額は配当所得とし、残額を資産譲渡所得として認識する。

配当所得＝投資先企業の未処分利益と利益剰余金の合計×持分比率

資産譲渡所得＝回収額－出資額－配当所得

投資先企業の営業損失については、投資簿価を減額することはできず、また投資損失の認識も認められない。

▶ 有効な証憑の提出時期

実際に発生した原価や費用について有効な証憑を適時に取得できない場合、企業所得税の四半期申告時は、暫定的に帳簿に記録した発生金額によって計算してよい。ただし確定申告時に有効な証憑を提出する必要がある。

▶ 税務処理が完了している事項の調整

施行日は2011年7月1日。施行前に発生し、すでに当公告の規定とは異なる処理を行っている事項については、当公告の規定に従って課税所得を減額させる必要がある場合、当該調整額を2011年度の課税所得から控除する。

## 所見

▶ 金融機関の「第三者適用利率」による借入利率などの妥当性の立証

金融機関の「第三者適用利率」については、企業所得税法が明確な定義付けを行っていなかったため、地方税務局によって解釈(基準利率と変動利率の合計、あるいは納税者が人民元基本口座を開設している銀行の期間や種類が同様な貸付金での利率等)が異なっていた。この点について、当公告は、当該利率は「企業が所在する省内のいずれかの貸付業務への従事を認められている金融機関が提供する同様の条件の貸付金の利率」を指すと明確に規定している。

ファイナンス会社や信託会社の利率は比較的高い水準に設定されていることが多いため、当該規定により、支払利息の損金算入額を増額できる可能性がある。ただし財税[2008]121号と国税函[2009]777号による関連企業借入及び個人から借入についての過少資本税制には留意する必要がある。

▶ 建築物の建替・増改築の税務処理

建築物の増改築の取扱の要件として「機能の向上」と「面積の拡張」を示しているが、内装や修理が「機能の向上」に該当するか否かについては言及していない。

▶ 出資資本の払戻の税務処理

長期投資の減額する方法には以下の3つがある。

- ▶ 投資先企業の清算
- ▶ 持分譲渡
- ▶ 出資の一部または全ての引き揚げ

以下、設例により異同を示す。

- ▶ 2009年、企業Aは企業Bに500万元を投資、25%の持分を保有。
- ▶ 2010年末の企業Bの未処分利益と利益剰余金の合計は1,000万人民元。
- ▶ 2011年、企業Aは(1)企業B持分の第三者への譲渡、(2)企業Bからの出資引き揚げのいずれかを検討している。
- ▶ 企業A、企業Bはともに居住者企業。
- ▶ (1)、(2)のいずれの方法によっても、企業Aは1,000万元を回収できると仮定。

それぞれの方法を採用した場合の企業所得税への影響は以下の通り。

1) 企業B持分の第三者への譲渡

資産譲渡所得 = 1,000万元 - 500万元 = 500万元

企業所得税税額 = 500万元 × 25% = 125万元

2) 企業Bからの出資引き揚げ

配当所得 = 1,000万元 × 25% = 250万元 (非課税)

資産譲渡所得 = 1,000万元 - 500万元 - 250万元 (配当所得) = 250万元

企業所得税税額 = 250万元 × 25% = 62.5万元

このように回収金額が同額である場合、出資の引き揚げの方が一般再編に該当する持分譲渡よりも、税負担が小さくなる。

▶ 税務処理が完了している事項の調整

当公告施行前に発生し、すでに当公告の規定とは異なる処理を行っている事項については、当公告の規定に従って課税所得を減額させる必要がある場合、当該調整額を2011年度の課税所得から控除すると規定されている。課税所得が増加する場合の調整は求められていない。

## 関連法規

- ▶ 関連者に対する支払利息の損金算入基準に関する通達(財税[2008]121号)
- ▶ 個人からの借入に係る支払利息の損金算入に関する通達(国税函[2009]777号)

## 2. 国外からの設備リースに係る営業税の経過的免除措置の継続に関する通達(財税[2011]48号)

### 概要

以下の条件を満たす国外からの設備リースについて、営業税を免除する。2010年1月1日に遡及して適用する。

- ▶ 2008年12月31日以前に契約し、リース期間が365日を超える。
- ▶ リース対象が飛行機、船舶、飛行機用エンジン、大型発電設備、機械設備、大型環境保護設備、大型工事用機械、大型石油化学工業プラント、コンテナその他の設備であり、約定リース料が年平均50万元以上である。
- ▶ リースの対象、期間、料金に変更がない(貸し手の変更は含まない)。
- ▶ 2009年12月31日以前に、国内の借り手(もしくはその海外子会社)は約定したリース料(保証金を含む)を国外の貸し手に対して銀行を通して外貨で支払っている。

国内の借り手は2011年9月30日までにリース契約書、送金証憑、請求書(またはデビット・ノート)の原本及びコピー等を税務局に提出し、登録を行う必要がある。2010年1月1日から2011年6月10日(本通達の公布日)までの期間に納税者及び源泉徴収義務者が納付(過剰納付を含む)した営業税については、それ以降に発生する営業税から控除することができ、控除し切れない場合は2011年度末までに還付する。

### 所見

2009年1月1日施行の新営業税法により、課税役務の提供や受入を行う者が中国国内に所在している場合、営業税が課税されることとなった。借り手は国内に所在することから、国外からの設備リースは営業税の課税対象となる。国税発[2009]3号に従えば、貸し手が中国国内に恒久的施設を有さない場合は、借り手が源泉徴収義務者となる。

2009年8月25日に財税[2009]112号が公布され、2008年12月31日以前に締結した継続中の役務提供契約、不動産売買契約、無形資産譲渡契約について、営業税の経過措置を定めた。すなわち、2009年1月1日から2009年12月31日と契約完了日のいずれか先に到来する日までの期間については、旧営業税法の適用が認められた。

海外からの設備リースに係る営業税の経過的免除措置は、オペレーティングリースとファイナンスリースのいずれに対しても適用できる。現行の営業税法では、前者の場合はリース収入の総額に対して、後者の場合はリース収入の純額(リース収入からリース原価を控除した金額)に対して、それぞれ5%の営業税が課税される。

しかし商建発[2004]560号、財税[2003]16号に従えば、ファイナンスリースについては、中国人民銀行及び商務部によってファイナンスリース業への従事を認められた企業しか営業税の免除措置の適用を受けることはできない。この場合、国外の貸し手は営業税を課税されるが、実務的には当該税負担は国内の借り手に転嫁されることになる。

昨年からの一連の通達の公布(国家税務総局[2010]13号、当通達)は、政府がファイナンスリースの発展に注目し始めたことの現われだといえる。

## 関連法規

- ▶ 『非居住者企業所得税源泉徴収管理暫行弁法』の公布に関する通達(国税発[2009]3号)
- ▶ 営業税の経過的免除措置に関する通達(財税[2009]112号)
- ▶ ファイナンスリース業への従事に関する通達(商建発[2004]560号)
- ▶ 営業税に係る若干の問題に関する通達(財税[2003]16号)
- ▶ セール・アンド・リースバック取引における資産売却に関する公告(国家税務総局[2010]13号)

### 3. 企業の販売促進のための贈呈品に係る個人所得税に関する通達(財税[2011]50号)

#### 概要

企業の販売促進のための贈呈品に係る個人所得税について、以下のように規定する。贈呈品とは、企業、事業組織その他の団体が、販売活動において、値引き、贈与、抽選等によって、個人に対して贈呈する現金、商品券、物品、サービス等を指す。

#### ▶ 個人所得税が非課税となる贈呈品

商品の販売やサービスの提供に関連して行う個人への贈呈品の供与が、以下のいずれかに該当する場合、個人所得税を課税しない。

- ▶ 個人に対する商品の販売、サービスの提供に対する値引き
- ▶ 商品販売時、サービス提供時に個人に対して供与される贈呈品
- ▶ 累計消費額(ポイント)に応じて供与される贈呈品

#### ▶ 個人所得税が課税される贈呈品

個人に対する贈呈品の供与が以下のいずれかに該当する場合、個人所得税を課税し、贈呈側の企業は個人所得税を源泉徴収する。

- ▶ 広告宣伝活動において、社外の個人に供与された贈呈品(「その他所得」として、全額に対して20%の税率により個人所得税を徴収)。
- ▶ 新年会、座談会、祝賀会その他において、社外の個人に供与された贈呈品(同上)。
- ▶ 累計消費額が一定額に達した顧客に対して、抽選の形式により供与された贈呈品(「一時所得」として、全額に対して20%の税率により個人所得税を徴収)。

#### ▶ 課税基準額

#### 自社製品

自社の商品やサービスを贈呈する場合、当該製品等の市場販売価格に基づいて、課税所得を計算する。

#### 購入品

外部から購入した商品やサービスを贈呈する場合、当該商品等の実際の購入価格に基づいて、課税所得を計算する。

## 所見

### ▶ 個人に供与する贈呈品に対する個人所得税の課税の判断

商品の販売やサービスの提供の過程で、抽選以外の方法で自社の従業員以外の個人に贈呈品を供与する場合は、個人所得税は課税されない。販促活動やイベントにおいて、商品の販売やサービスの提供に直接関係なく、社外の個人に贈呈品を供与する場合は、個人の課税所得とみなされ、全額に対して個人所得税が課税される。

### ▶ 企業所得税及び増値税の税務処理

企業所得税については、国税函[2008]828号により、マーケティングや販売の目的で他人に供与する資産が自社商品である場合は、当該商品の外部販売価格に基づいて販売収入を認識する。外部から購入した資産である場合、購入価格に基づいて販売収入を確定する。すなわち、個人所得税の取り扱いと同様である。

増値税については、増値税暫定条例実施細則により、企業が自ら製造した、または購入した商品を他の組織や個人に供与する場合は、みなし販売として処理する。当該商品の原価、仕入増値税については、それぞれ損金算入(協賛等の経営活動と無関係な贈呈品を除く)、仕入税額控除が認められる。

### ▶ 個人所得税の計算方法

ほとんどの場合、個人は個人所得税を負担してまで贈呈品をもらおうとは思わないため、企業側が個人所得税を負担する必要が生じる。この場合、個人所得税の計算方法はグロスアップ方式となる。したがって企業にとっては追加の税負担が発生することとなる。

### ▶ 提案

追加の税負担を避けるためには、たとえば以下のような販売促進方法が考えられる。

## 値引き

国税函[2010]56号により、販売額と値引額を同一の発票に分けて記載している場合、値引後の金額に対して増値税を徴収する。

## 2個目の無償提供

国税函[2008]875号によると、商品を1個購入した者に2個目を無償で提供する形で自社商品を販売する場合、販売金額を各商品の市場価格で按分して、各商品の販売価格を確定する。



## 関連法規

- ▶ 資産処分所得に係る税務処理に関する通達(国税函[2008]828号)
- ▶ 値引額の増値税課税販売額からの控除に関する通達(国税函[2010]56号)
- ▶ 企業所得税課税収入の確定に係る若干の問題に関する通達(国税函[2008]875号)

## 4. 山東省国家税務局による国際運輸に対する租税条約の適用に関する通達(国税弁発[2011]34号)

### 概要

国際運輸業所得に対する租税条約の適用に関する山東省国家税務局の事案を紹介する(以下の記述は国税弁発[2011]34号のみならず、報道された情報も参考にしている)。

#### ▶ 背景

韓国企業Aは1974年2月に設立され、船舶売買代理、船舶運輸等の26種の業務を行っている。税務登記上の営業範囲は、サービス業、卸売業、運輸業、不動産業等となっている。

2009年10月、韓国企業Aは中国企業Bと山東省威海市において6ヶ月間の船舶リース契約を結び、中国企業Bは借り受けた船舶を威海港と韓国某港の間での国際運輸業務に利用した。韓国企業Aが船員の給与や船舶の補修費用を負担し、中国企業Bはリース料を支払うという契約内容であった。

#### ▶ 税務局の抱いた疑問点

2009年12月、中国企業Bは韓国企業Aに代わって威海市の某税務局(以下、「威海税務局」と略称)に対し、中韓租税条約中の国際運輸業所得に関する条項に照らして、船舶リース収入に係る企業所得税の免除を申請した。

当該申請を受けて、提出資料の審査を行った威海税務局は、韓国企業Aの税務登記証、韓国の政府部門が発行した海洋運輸業登録証のいずれも業種の記載が船舶リース業となっており、国際運輸業となっていない点を不審に思った。

#### ▶ 韓国企業の提出資料

租税条約の優遇規定の適用の申請に当たり、韓国企業Aは以下の資料を提出した。

- ▶ 税務登記証(韓国の税務機関が発行)
- ▶ 海洋運輸業登録証(韓国の政府部門が発行)
- ▶ 品質認定証(韓国の港湾管理部門が発行)
- ▶ 営業範囲に海洋運輸を追加した税務登記証

- ▶ 韓国企業Aの基本情報及び主要業務
- ▶ 2009年度の財務諸表

最後の2つの資料は、威海税務局がその他の資料の審査を終えた後に提出を要求した追加資料であり、対象収入が国際運輸業所得に該当しないことの確認に用いられた。

#### ▶ 税務局の見解

山東省及び威海市の税務局は当該事案に関する会議を開き、以下の結論に至った、すなわち、当該船舶リース収入は国際運輸収入には該当せず、国際運輸業所得に関する条項の適用を認められない。当該船舶リース収入はむしろ使用料に該当し、企業所得税を納める必要がある。当見解に従って、威海税務局は230万円の企業所得税を徴収した。

#### ▶ 韓国企業Aの対応

韓国企業Aはいったん納税を行った後、威海税務局の上級機関に対して行政再審を申し立てたが、決定は覆らなかった。韓国企業Aはさらに行政訴訟を起こしたが、これも敗訴に終わった。

#### ▶ 法的根拠

税務局側の判断根拠と列挙されているのは、以下の規定である。

- ▶ 租税条約中の国際運輸業所得の解釈に関する通達(国税発[1998]241号)
- ▶ 租税条約中の使用料に関する条項の執行に関する通達(国税函[2009]507号)
- ▶ 中韓租税条約
- ▶ 企業所得税法及び同実施細則

### 所見

#### ▶ 使用料か、国際運輸業所得か

当事案の争点となっていたのは、租税条約中のどの条項を適用するかという点である。租税条約上、使用料は産業上、商業上もしくは学術上の設備の使用もしくは使用の権利の対価として支払う費用と定義され、受益者が納税義務を負う。一方の国際運輸業所得については、本店所在地または実際に経営が行われている場所の所在国に課税権が与えられている。上述の定義より、中国税法上のリース収入が租税条約上の使用料に該当することに議論はなく、国税函[2009]507号第1項も同様の趣旨を規定している。

使用料条項が適用されるならば、韓国企業Aは10%の源泉税率により企業所得税を納める必要がある。一方、国際運輸業所得条項が適用されるならば、本店または実際の経営の場所が所在しない中国からは課税を受けないこととなる。

国税発[1998]241号は、国際運輸業の付随収入は国際運輸業所得とみなし、租税条約上の優遇規定の適用を認めると定めている。当該船舶リース契約は船員の給与やメンテナンスのコストも韓国企業Aが負担しており、定期用船契約(ウェット・リース)であり、定期用船収入は国際運輸業所得に該当するというのが韓国企業Aの見解であり、そのように所轄税務局に申請していた。。

一方、税務局は、韓国政府部門発行の公的証明に船舶リース業と記載されている点を重視して、韓国企業Aの収入は国際運輸業所得に該当しないと判断した。

税務局は通常、実体によって判断する実質主義の立場を取っているが、当事案においては実質的な営業活動よりも証明書上の記載に依拠して、韓国企業Aの行っている事業の性質を判断している。

#### ▶ もう一つの法的根拠

根拠通達に国税発[2010]75号が列挙されていない点は注目してよい。国税発[2010]75号は、付随収入が国際運輸業総所得の10%を超えない場合に、同収入に対する租税条約の優遇規定の適用を認めている。韓国企業Aの収入はすべてリースからの収入に該当するため、当該基準は満たしていない。国税発[2010]75号は他国との租税条約への援用が認められているため、同号に基づいて韓国企業Aの租税条約上の優遇規定の適用を否認することも可能であった。

しかし国家税務総局は国税発[2010]75号には言及せず、国税発[1998]241号を優遇規定の適用の否定の根拠としている。OECDの規約や注釈にもこのような解釈は存在せず、中国の国際運輸業への課税の強化への積極性が伺える。

## 所見

- ▶ 租税条約中の国際運輸業所得の解釈に関する通達(国税発[1998]241号)
- ▶ 租税条約中の使用料に関する条項の執行に関する通達(国税函[2009]507号)
- ▶ 『中国・シンガポール租税条約及び同議定書の条文解釈』の公布に関する通達(国税発[2010]75号)

## 5. その他の通達

- ▶ ハイテク企業の国外源泉所得に係る適用税率及び外国税額控除に関する通達(財税[2011]47号)
- ▶ 企業所得税の優遇措置の対象となる農産物加工に関する補充通達(財税[2011]26号)
- ▶ 送電企業が収受する利用者の資産に係る企業所得税に関する通達(財税[2011]35号)
- ▶ 『中国・チェコ租税条約』の発効に関する公告(国家税務総局公告[2011]31号)
- ▶ 『漫画・アニメーション制作企業の原材料の免税輸入に関する暫行規定』の公布に関する通達(財関税[2011]27号)
- ▶ ハイテク企業の認定及び同企業に係る企業所得税優遇措置の実施に対する特別調査に関する通達(財監[2011]53号)

## 商務法規

### 1. 『社会保険法』の実施に係る若干の規定(人力資源和社会保障部礼[2011]13号)

#### 概要

社会保険(基本養老保険、基本医療保険、労働傷害保険、失業保険、出産保険)に関する諸事項を規定する。施行日は2011年7月1日。

基本養老保険の加入者が定年を迎えた時に保険料の納付期間が15年に満たない場合は、15年に達するまで保険料の納付を継続することができる。この場合、戸籍地の新型農村社会養老保険または城鎮居住者社会養老保険に転入し、給付を受けることも可能である。

基本医療保険の納付期間は各地方が決定する。勤務地を変更する場合には、納付期間を累計することができる。

雇用者が代行納付を適時に行わなかった場合、もしくは納付額に不足があった場合、1日当たり0.05%で計算した延滞金を課す。

### 2. その他の通達

- ▶ 資本項目の為替業務に対する審査権限及び管理措置の取消・調整に関する通達(匯発[2011]20号)
- ▶ 『居住者企業が海外の特別目的会社を通じて行なう融資・Uターン投資に関する為替管理規定』の公布に関する通達(匯発[2011]19号)
- ▶ クロスボーダー取引の人民元決済に関する通達(銀発[2011]145号)
- ▶ 持分投資企業の登録のための提出資料の指針及びひな型
- ▶ 2011年度の外商投資企業外貨年検の実施に関する通達(匯綜発[2011]25号)
- ▶ 北京亦荘保税物流中心の設立に関する回答(署加函[2011]8号)

## 関税法規

### 1. 税関による『産業構造調整指導目録(2011年版)』の執行に関する通達(税関総署公告[2011]36号)

#### 概要

『産業構造調整指導目録(2011年版)』に関連して、税関は以下を規定する。施行日は2011年6月1日。

#### ▶ 輸入関税

奨励類に該当する場合、総投資額の枠内で輸入する設備(『国内投資プロジェクト免税対象外輸入商品目録』に該当する設備を除く)について、関税の免税を受けることができる。

#### ▶ 輸入増値税

関税の免除の有無に関わらず、輸入増値税は課税される。

#### ▶ 移行措置

奨励類に該当する場合、総投資額の枠内で輸入する設備(『国内投資プロジェクト免税対象外輸入商品目録』に該当する設備を除く)について、関税の免税を受けることができる。

条件	手続
2011年6月1日以前に認可済み、かつ『産業構造調整指導目録(2005年版)』の奨励類に該当	2012年6月1日までに、旧審査番号が記載された「プロジェクト確認書」等の資料を税関に提出し、減免税登録の申請を行う。期限経過後の申請は受理しない。
2011年6月1日以前に認可済み、かつ2005年、2011年版のいずれの奨励類にも該当	新審査番号が記載されたプロジェクト確認書等の資料を税関に提出し、減免税登録の申請を行う。
2011年版の奨励類には該当、2005年版の奨励類には該当しない	プロジェクト確認書の再発行と関税の免除を申請する。ただし過去に納付した関税は還付しない。

#### 関連通達

- ▶ 『産業構造調整指導目録(2011年版)』
- ▶ 『産業構造調整指導目録(2005年版)』

## 2. 一部の商品の輸入関税の調整に関する通達(税委会[2011]12号)

### 概要

33種類の商品の輸入関税率を調整する。施行日は2011年7月1日。輸入関税率が引き下げられた主な商品は以下の通り。

- ▶ ガソリン、軽油、燃料油(5～7号)
- ▶ 綿織物、亜麻糸の一部
- ▶ テント、クッションの一部
- ▶ フォトクロミックレンズ
- ▶ 人工呼吸器、ガスマスク
- ▶ 栗、銀杏

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

### 北京

高浜 学 税務・移転価格  
[manabu.takahama@cn.ey.com](mailto:manabu.takahama@cn.ey.com) +86-10-5815-2834

小谷 将也 監査  
[masaya.kotani@cn.ey.com](mailto:masaya.kotani@cn.ey.com) +86-10-5815-3350

天野 智博 監査  
[chihiro.amano@cn.ey.com](mailto:chihiro.amano@cn.ey.com) +86-10-5815-2225

浦野 卓矢 税務・移転価格  
[takuya.urano@cn.ey.com](mailto:takuya.urano@cn.ey.com) +86-10-5815-2241

### 大連

小出 裕樹 監査  
[hiroki.koide@cn.ey.com](mailto:hiroki.koide@cn.ey.com) +86-411-8252-8999

### 上海

木村 修 監査  
[yoshimi.kimura@cn.ey.com](mailto:yoshimi.kimura@cn.ey.com) +86-21-2228-3003

田川 利一 税務  
[toshikazu.tagawa@cn.ey.com](mailto:toshikazu.tagawa@cn.ey.com) +86-21-2228-2118

江夏 潔子 税務  
[kiyoko.enatsu@cn.ey.com](mailto:kiyoko.enatsu@cn.ey.com) +86-21-2228-2216

坂出 加奈 税務・移転価格  
[kana.sakaide@cn.ey.com](mailto:kana.sakaide@cn.ey.com) +86-21-2228-2289

高橋 臣一 監査  
[shinichi.takahashi@cn.ey.com](mailto:shinichi.takahashi@cn.ey.com) +86-21-2228-2740

舟本 孝史 監査  
[takashi.funamoto@cn.ey.com](mailto:takashi.funamoto@cn.ey.com) +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査  
[mitsui.takako@cn.ey.com](mailto:mitsui.takako@cn.ey.com) +86-21-2228-4412

金杉 喜文 監査  
[yoshifumi.kanasugi@cn.ey.com](mailto:yoshifumi.kanasugi@cn.ey.com) +86-21-2228-2718

江 海峰 金融  
[alex.jiang@cn.ey.com](mailto:alex.jiang@cn.ey.com) +86-21-2228-2963

顧 嶢 M&A  
[sharry.gu@cn.ey.com](mailto:sharry.gu@cn.ey.com) +86-21-2228-2367

### 広州

長内 幸浩 監査  
[yukihiro.osanai@cn.ey.com](mailto:yukihiro.osanai@cn.ey.com) +86-20-2881-2675

田中 昌志 税務  
[masashi.tanaka@cn.ey.com](mailto:masashi.tanaka@cn.ey.com) +86-20-2881-2871

### 深圳

小林 秀誉 監査  
[hidetaka.kobayashi@cn.ey.com](mailto:hidetaka.kobayashi@cn.ey.com) +86-755-2502-8101

村井 祥一 税務・移転価格  
[shoichi.murai@cn.ey.com](mailto:shoichi.murai@cn.ey.com) +86-755-2502-8319

### 香港

重富 由香 監査  
[yuka.shigetomi@hk.ey.com](mailto:yuka.shigetomi@hk.ey.com) +852-2629-3907

北濱 聡 金融  
[satoshi.kitahama@hk.ey.com](mailto:satoshi.kitahama@hk.ey.com) +852-2846-9700

小池 礼啓 監査  
[michinobu.koike@hk.ey.com](mailto:michinobu.koike@hk.ey.com) +852-2629-3903

桑原 宏長 監査  
[hironaga.kuwahara@hk.ey.com](mailto:hironaga.kuwahara@hk.ey.com) +852-2629-3902

中野 強 監査  
[tsuyoshi.nakano@hk.ey.com](mailto:tsuyoshi.nakano@hk.ey.com) +852-2629-3031

## 東京

### 新日本アーンストアンドヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
<a href="mailto:kenji.kasahara@jp.ey.com">kenji.kasahara@jp.ey.com</a>		+81-3-3506-2396
斎藤 正浩	税務	
<a href="mailto:masahiro.saito@jp.ey.com">masahiro.saito@jp.ey.com</a>		+81-3-3506-1282
平澤 尚子	税務・移転価格	
<a href="mailto:naoko.hirasawa@jp.ey.com">naoko.hirasawa@jp.ey.com</a>		+81-3-3506-2752
崔 虹	税務	
<a href="mailto:hong.cui@jp.ey.com">hong.cui@jp.ey.com</a>		+81-3-3506-2245

### 新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

福井 修	中国ビジネス一般	
<a href="mailto:fukui-sm@shinnihon.or.jp">fukui-sm@shinnihon.or.jp</a>		+81-3-3503-1420
帯川 海	中国ビジネス一般	
<a href="mailto:obikawa-k@shinnihon.or.jp">obikawa-k@shinnihon.or.jp</a>		+81-3-3503-1420
松田 博司	中国ビジネス一般・税務関連	
<a href="mailto:matsuda-hrsh@shinnihon.or.jp">matsuda-hrsh@shinnihon.or.jp</a>		+81-3-3503-1131

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で144,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。[www.ey.com](http://www.ey.com)

### 中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2011 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03001301

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、[china.services@cn.ey.com](mailto:china.services@cn.ey.com) までご連絡ください。

[www.ey.com/china](http://www.ey.com/china)